

○改正内容

1. 料金等の掲示について

※原則、掲示する内容は、従来と変更ありません。

(1) 倉庫業者の料金等の掲示方法

(改正後の規則第7条の2)

法第9条の規定に基づく料金等の掲示については、以下の方法の両方により掲示等を行うこととする。

- ・ 営業所における掲示
- ・ 自社ウェブサイトへの掲載

(2) 自社ウェブサイトへの掲載の適用除外対象(改正後の規則第7条の3)

一律にインターネットによる掲示を義務付けることとした場合に零細事業者等に過度な負担が及び得ることを踏まえ、次のいずれかに該当する場合、自社ウェブサイトへの掲載は要さないこととする。

- ・ 倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- ・ 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

○よくあるご質問について

【問1】「倉庫業に常時使用する従業員」には事務員を含みますか。また、別の事業にのみ携わる従業員は含みますか。

【回答】事務員を含みますが、倉庫業以外にのみ携わる従業員は含みません。

【問2】「倉庫業に常時使用する従業員」には派遣従業員、アルバイトなどの非正規職員を含みますか。

【回答】労働基準法第20条に定める「解雇の予告を必要とする労働者」に該当する場合に含みます。

【問3】グループ会社の親会社がウェブサイト进行管理しており、子会社である弊社では管理していません。ウェブサイトへの掲載は必要ですか。

【回答】倉庫業者自身がウェブサイト进行管理していなければ、掲載の義務はありません。ただし、親会社のウェブサイト
に倉庫業専用のページがありましたら、掲載が望ましいです。

○倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）（抄）（デジタル社会形成規制改革関係 令和5年6月16日改正）

新	旧（現行）
<p>（料金等の揭示等）</p> <p>第九条</p> <p>倉庫業者は、国土交通省令で定めるところにより、保管料その他の料金（消費者から收受するものに限る。）、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項について、営業所その他の事業所において利用者に見やすいように<u>揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>（料金等の揭示）</p> <p>第九条</p> <p>倉庫業者は、国土交通省令で定めるところにより、保管料その他の料金（消費者から收受するものに限る。）、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項を営業所その他の事業所において利用者に見やすいように<u>揭示しておかなければならない。</u></p>
<p>第三十二条</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第九条の規定による揭示をせず、<u>若しくは虚偽の揭示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者</u></p>	<p>第三十二条</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第九条の規定による揭示をせず、<u>又は虚偽の揭示をした者</u></p>

○倉庫業法施行規則の一部改正（令和6年1月19日国土交通省令第2号による改正）※デジタル社会形成規制改革関係

新	旧（現行）
<p>（料金等の揭示等） 第七条 <u>法第九条の規定により倉庫業者は、営業所その他の事業所に次の各号に掲げる事項を利用者に見やすいように<u>揭示するとともに、公衆の閲覧に供しなければならない。</u></u></p> <p>一 保管料その他の料金（消費者から收受するものに限る。） 二 倉庫寄託約款 三 当該営業所その他の事業所ごとの倉庫の種類 四 冷蔵倉庫にあつては、当該営業所その他の事業所の倉庫の冷蔵室ごとの保管温度 五 法第二十五条の五の認定トランクルームにあつては、第二十条第三項に定めるトランクルーム認定証（第七号様式）</p>	<p>（料金等の揭示） 第七条 <u>倉庫業者は、営業所その他の事業所に次の各号に掲げる事項を利用者に見やすいように<u>揭示しておかなければ</u>ならない。</u></p> <p>一～五 （略）</p>
<p>（公衆の閲覧の方法） 第七条の二 <u>法第九条の規定による公衆の閲覧は、倉庫業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p>（公衆の閲覧に供することを要しない場合） 第七条の三 <u>法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>一 <u>倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</u> 二 <u>倉庫業者が自ら管理するウェブサイト</u>を有していない場合</p>	<p>【新設】</p>